

東邦 Always デビットカード (JCB) 会員規約 (抄)

第1章 総則

第1条 (会員)

1. 東邦銀行 (以下「銀行」といいます。) に普通預金口座 (以下「預金口座」といいます。) を開設し、かつ本規約を承認の上、銀行および株式会社ジェーシービー (以下「JCB」といい、銀行とJCBを併せて「両社」といいます。) に対して、両社所定の入会申込書等により東邦 Always デビットカード <JCB> (以下「JCB デビットカード」といいます。) の貸与を申込み、両社が承諾した方を本会員といいます。
2. 本規約を承認の上、両社所定の入会申込書等により、家族会員として JCB デビットカードの貸与を申し込まれた本会員の家族で、両社が承諾した方を家族会員といいます。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード (第2条第3項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下本条において同じです。) を使用して、本規約に基づくデビットカード利用 (JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいいます。以下同じ。) を行う一切の権限 (以下「本代理権」といいます。) を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるデビットカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といいます。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード (第2条第2項および第3項に定めるものをいいます。) のサービス内容、家族会員の有無等が異なります。

第2条 (JCB デビットカード)

1. 「JCB デビットカード取引」(以下「デビット取引」といいます。) とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、会員が加盟店 (第19条に定める JCB カードの取扱加盟店をいい、J-Debit の加盟店ではありません。) において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外の CD・ATM で現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、JCB クレジットカード取引システム (J-Debit の決済システムではありません。) を用いて、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。
2. 「JCB デビットカード」(以下「カード」といいます。) には、銀行の預金口座のキャッシュカードとしての機能と、デビットカード利用を行う機能を一体化し、双方の機能を一枚で提供する機能を有するカードと、デビットカード利用を行う機能のみを有するカードがあります。カードには、ICチップが組み込まれた IC カード (以下「IC カード」といいます。) を含みます。なお、デビットカード利用に関しては本規約が適用され、キャッシュカードとしての機能に関しては、別途「東邦バンクカード

規定」が適用されます。

3. 銀行は、会員本人に対し、銀行が発行するカード (このうち、家族会員に貸与されるカードを、以下「家族カード」といいます。) を貸与します。
4. 会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
5. カード上には会員氏名、カードの有効期限等 (以下「カード情報」といいます。) が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
6. カードの所有権は銀行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第7条 (暗証番号)

1. 会員は、カードの暗証番号 (4桁の数字) を銀行に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または銀行が暗証番号として不適切と判断した場合には、銀行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、銀行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、両社が特に認めた場合には、この再発行手続きを行うことなく暗証番号を変更することができます。

第8条 (年会費・手数料)

1. 本会員は、有効期限月 (カード上に表示された年月の月をいいます。) の3ヵ月後の銀行が指定する日 (ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の銀行が指定する日) に、銀行に対し、銀行が通知または公表する年会費 (家族会員の有無・人数によって異なる。) を毎年支払うものとします。なお、銀行もしくは JCB の責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 銀行は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、本会員は、銀行所定の方法により年会費を支払うものとします。
3. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合があります。この場合、銀行が通知または公表します。
4. 本会員は、第3条第1項に規定する場合のほか、会員がカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して銀行が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、銀行が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

第9条 (届出事項の変更)

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員等 (以下「届出事項」といいます。) について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞な

く両社に届け出なければなりません。

- 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとし
- 3.第1項の届け出がないため、銀行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
- 4.会員が第29条第4項(6)または(7)に該当すると具体的に疑われる場合には、銀行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第10条 (会員区分の変更)

- 1.本会員が申し出、両社が承認した場合、会員区分は変更になります。会員が銀行に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が銀行に対し暗証番号の変更を申し出した場合であっても、銀行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
- 2.本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外のJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。この場合暗証番号については第7条第1項を準用するものとします。

第11条 (取引時確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいいます。)が銀行所定の期間内に完了しない場合は、銀行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第12条 (反社会的勢力の排除)

- 1.会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」といいます。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」といいます。)を行わないことを確約するものとします。
- 2.銀行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを断絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、銀行が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。
- 3.前項、第29条第4項(6)(7)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。

第13条 (業務委託)

会員は、銀行が代金決済事務その他の事務等をJCB、株式会社東邦カードまたは、銀行が必要と認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

- 1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)本契約(本申し込みを含みます。以下同じ。)を含む銀行もしくはJCBまたは両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。
 - ④銀行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が銀行に提出した本人確認書類等の記載事項。
 - ⑥銀行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - (2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について銀行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②銀行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の銀行もしくはJCBまたは両社の事業(銀行またはJCBの定款記載の事業をいいます。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第19条に定めるものをいいます。))申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
 - ③銀行もしくはJCBまたは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④銀行もしくはJCBまたは両社の事業における宣伝物の送付等、銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
 - (3)本契約に基づく銀行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、銀行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- 3.会員等は、銀行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」といいます。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第15条 (個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員等は、銀行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示

するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1)銀行に対する開示請求：本規約末尾に記載の銀行相談窓口へ
 - (2)JCBまたはJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

銀行は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることができます。ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める銀行の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

第17条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかにかわからず、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または銀行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他

第19条（デビットショッピングの利用）

- 1.会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第21条第1項の要件が充たされた場合に、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」といいます。）。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店（次項から第4項の加盟店を含みます。）のうち、銀行またはJCBが定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
- 2.通信販売や自動精算機等による非対面取引その他銀行が特に認めた取引については、会員はカード情報をオンライン上で送信する等、銀行が適当と認める方法により、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 3.銀行が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 4.通信料金等銀行所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」といいます。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった

場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、銀行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、本会員は、会員が退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第29条第1項なお書きおよび第29条第4項に従い、支払義務を負うものとします。

- 5.会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき銀行に対して照会を行うことにより銀行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
- 6.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、銀行は以下の対応をとることができます。
 - (1)銀行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2)銀行が当該加盟店より依頼を受けた場合、銀行において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が銀行に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3)カードの第三者による不正利用の可能性があるとして銀行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。
 - (4)デビットショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
- 7.銀行は、第23条に定める本会員の銀行に対する債務が銀行の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、本会員の信用状況等により会員のデビットショッピング利用が適当でないと判断した場合には、デビットショッピング利用を断ることがあります。
- 8.家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入したまたは役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
- 9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」といいます。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかにかわからず、禁止の対象となります。
 - (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- 10.貴金属、金券類（ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第18条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のデビットショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。
- 11.会員は、銀行が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、銀行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

第20条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託）

- 1.銀行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はデビットショッピング

利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1)加盟店から銀行に対して債権譲渡すること。
 - (2)加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、銀行がJCBに対して立替払いすること。
 - (3)加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、銀行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4)加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに銀行がJCBに対して立替払いすること。
- 2.銀行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はデビットショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
- (1)銀行が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、銀行がJCBに対して立替払いすること。
 - (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、銀行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに銀行がJCBに対して立替払いすること。
- 3.商品の所有権は、銀行が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに銀行に移転し、デビットショッピング利用代金の全額を銀行が預金口座から引き落とすまで銀行に留保されることを、会員は承認するものとします。
- 4.本会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項または第2項における銀行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第21条または第23条に定めるとおり銀行に支払うものとします。

第26条（明細）

会員は、別途、両社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

第29条（退会および会員資格の喪失等）

- 1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、銀行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、銀行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
- 2.銀行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
- 3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
- 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、本項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合でも、両社は何ら責任を負わないものとします。

- (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2)会員が第23条に定める債務等、銀行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
 - (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
 - (4)会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。
 - (5)銀行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (6)会員が第12条第1項に定める「暴力団員等」に該当することが判明したとき。
 - (7)会員が、自らまたは第三者を利用して第12条第1項に定める「不当な要求行為等」を行ったとき。
 - (8)お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知することによりお支払い口座が強制解約されたとき。
 - (9)会員が死亡したことを銀行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が銀行にあったとき。
- 5.会員が前項(2)に該当する場合において、当該会員が銀行に対して普通預金債権、定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、銀行は、これらの預金等を解約することができるものとし、銀行は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる本会員の銀行に対する未払債務とを相殺することができるものとし、
- 6.家族会員は、本会員が、銀行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
- 7.第4項または第6項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、銀行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
- 8.第4項または第6項に該当し、銀行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。
- 9.銀行は、第4項または第6項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

株式会社東邦銀行に対する本規約についてのお申し出、お問い合わせに関する書面について

- 株式会社東邦銀行
東邦銀行クレジットカードセンター
〒960-8633 福島県福島市大町4-4 東邦スクエアビル内
024-521-5550

株式会社東邦銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談について

- 株式会社東邦銀行 営業統括部お客さま相談・CS推進室
〒960-8633 福島県福島市大町3-25
024-523-3131
 - 株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22
青山ライズスクエア
0120-668-500
- #### <共同利用会社>
- 株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供
 - 株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20
青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社東邦銀行（以下「銀行」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が発行する「東邦Alwaysデビットカード（JCB）・キャッシュデビット一体型」（以下「本カード」といいます。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カードの発行・貸与）

- 1.本カードのお申し込みは、銀行およびJCB（以下「両社」といいます。）が別に定める「東邦Alwaysデビットカード（JCB）会員規約」（以下「デビットカード規約」といいます。）および東邦バンクカード規定（以下「キャッシュカード規定」といいます。）ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申し込みは、両社からお届け住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
- 2.発行される本カードの所有権は銀行に帰属するものとし、銀行は両社の承認を受けた方に対し、本カードを貸与するものとします。（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた方を「一体型会員」といいます。）なお、本カード上には、会員氏名・会員番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- 3.第1項のお申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座を、本カードのデビットカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届け出るものとします。
- 4.本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には銀行で所定の期間のみ保管します。この場合、銀行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらかじめ本カードのお申し込みが必要となります。

第3条（本カード発行に伴う既存カードの取り扱い）

一体型会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

第4条（有効期限）

- 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示した月の末日までとします。
- 2.両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、両社が引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。
- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第5条（本カードの機能）

- 1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するデビットカードとしての機能（デビットカード規約に定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」といいます。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- 2.一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」といいます。）または現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とデビットカード機能との使い分けをするものとします。
- 3.本カードのキャッシュカード機能にジェイデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのジェイデビットカード機能およびデビットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するか

について、当該加盟店に申告するものとします。

第6条（本カードの使用不能）

- 1.万一本カードにカードの使用不能が生じた場合には、銀行にご照会ください。
- 2.本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードのお支払い口座のあるお取引店で所定の手続きを行うものとします。

第7条（本カードの機能停止等）

- 1.一体型会員は、両社との間のデビットカード契約および銀行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないことを承認いたします。
 - (1)本カードの再発行のため、一体型会員が、銀行またはJCBに本カードを返還した場合。
 - (2)本カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、銀行またはJCBに本カードを送付または預けた場合。
 - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
 - (4)一体型会員から銀行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届け出があった場合。
- 2.一体型会員が本特約またはデビットカード規約に違反した場合は違反するおそれがある場合には、銀行またはJCBはデビットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。

第8条（本カードの解約・会員資格の取消について）

- 1.一体型会員は本カードの解約にあたっては、銀行所定の書面を銀行所定の窓口（原則としてお支払い口座のお取引店になります。）に提出してください。この場合、本カードは銀行に返却してください。
- 2.本カードのデビットカード機能についてはデビットカード規約に基づいて銀行が会員資格を取消することができます。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能にかかる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、銀行は自らの責めに帰す事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 3.前項の他に、銀行は一体型会員が本特約またはデビットカード規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第9条（本カードの取り扱い）

- 1.一体型会員は、銀行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は銀行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第10条（決済口座の変更）

本カードの申込の際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、両社が認めた場合にはこの限りでないものとします。

第11条（届出事項の変更）

- 1.一体型会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、銀行所定の方法により遅滞なく銀行に、また、デビットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出るものとします。
- 2.前項のうち氏名の変更およびデビットカード機能に関する暗

証番号の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを銀行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第12条（紛失・盗難の届け出）

- 1.一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、デビットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって、両社に速やかに連絡するものとします。
- 2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届け出を行うものとします。この届け出は銀行所定の窓口（原則としてお支払預金口座のお取引店になります。）で受け取るものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申し込みについても同様とします。また、この届け出の前に生じた損害について両社は責任を負いません。
- 3.第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、デビットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。銀行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じてても、両社は、自らの責めに帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第13条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

本カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用される等の被害にあった場合の責任の区分は、その被害がデビットカード機能を使用したことによるものはデビットカード規約、キャッシュカード機能を使用したことによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

第14条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、銀行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第15条（カードの返還および単機能カードの発行）

- 1.一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、銀行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないことを承認いたします。
 - (1)デビットカード規約所定の事由により銀行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合。（一体型会員が任意に退会した場合も含みます。）
 - (2)一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
 - (3)一体型会員が銀行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。
- 2.前項の(1)(3)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」といいます。）の発行を銀行が認めた場合には、銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。この場合、一体型会員は、銀行に対し銀行所定の発行手数料を支払うものとします。

第16条（カードの回収）

前条1項(1)の場合において、両社は各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等をすることなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、銀行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないものとします。

第17条（業務の委託）

- 1.銀行は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。

- 2.JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

第18条（情報交換）

- 1.一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。
 - (1)会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
 - (2)第7条第1項各号、同条第2項、第15条第1項各号、第16条記載の事項。
 - (3)キャッシュカード規定またはデビットカード規約に違反した事実。
 - (4)その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
- 2.両社は、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 3.一体型会員は、本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、両社に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示しないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第19条（特約の優先適用）

本特約とデビットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第20条（特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

東邦Alwaysデビットカード（JCB）保証委託約款

第1条（保証債務の範囲）

- 1.本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、デビット契約に基づき本会員が銀行に対して負担する一切の債務（以下「被保証債務」といいます。）とします。
- 2.デビット契約に契約期間の定めがある場合において、その契約期間が更新された場合には、前項に基づく保証委託の期間も当然に延長されるものとします。
- 3.本約款に基づく保証会社による保証は、保証会社が適当と認め、本会員がデビット契約に基づく取引を開始したときに成立するものとします。
- 4.保証会社が本会員からの委託に基づく保証を承諾しなかった場合その他本約款に基づく保証会社による保証が成立しなかった場合には、デビット契約が不成立となり、両社からカードの貸与を受けられない場合があります。

第2条（保証の解約）

保証会社は、次の場合、①、③および④においては本会員に通知することにより、②においては通知を要せず当然に、本約款に基づく連帯保証の委託に係る契約及び当該委託に基づく連帯保証をいずれも解約することができます。

- ①銀行から被保証債務に係る連帯保証の解約について同意を得た場合
- ②保証会社が本会員の銀行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員が銀行から被保証債務の請求を受けた日から30日間以内に、本会員が第4条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合
- ③会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- ④第8条の2の一つにでも該当した場合、第8条の2の表明が事実ではなかった場合、及び第8条の2の確約に違反した場合等

第3条（代位弁済）

本会員が銀行に対する支払いを怠り、または本会員が被保証債務の期限の利益を喪失したため、銀行が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対す

る事前の通知をしないで保証債務を履行することができるものとします。

第4条（求償権の範囲）

保証会社が銀行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- (1)保証会社が銀行に代位弁済した金員
- (2)保証会社が弁済のために要した費用
- (3)前各号について、保証会社が銀行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）による損害金
- (4)前各号の金員を請求するために要した費用

第5条（事前求償等）

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1)一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整に係る調停の申立があったとき
- (2)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
- (3)預金その他銀行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が発送されたとき。
- (4)銀行に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (5)虚偽の申告が判明したとき。
- (6)会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき。
- (7)会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき。

第6条（業務委託）

会員は、銀行が本約款に定める事務等を保証会社に業務委託することを予め承認するものとします。

第7条（充当順位）

第3条に規定される保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。

第8条（届出事項）

- 1.会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、勤務先、職業、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。
- 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、保証会社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
- 3.第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

第8条の2（反社会的勢力の排除）

会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

第9条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

- 1.会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1)デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
 - ④銀行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が銀行に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑥銀行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2)本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

- 2.会員等は銀行、保証会社およびJCBのクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。（JCBのクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものはJCBとなります。

第10条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1.会員等は、銀行、保証会社、共同利用会社およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1)銀行、保証会社および共同利用会社への開示請求：会員規約末尾に記載の銀行相談窓口へ
 - (2)JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社への開示請求：会員規約末尾に記載の保証会社相談窓口へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行、保証会社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第11条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

第12条（契約不成立時および退会後の個人情報）

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実、承認をしない理由のいかににかかわらず、第9条に定める目的に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.会員規約第29条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第13条（合意管轄）

会員等と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかににかかわらず会員等の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

・株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
TEL：0120-668-500

MyJCB利用者規定

第1条（定義）

- 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード、またはJCB所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
- 「MyJCBサービス」(以下「本サービス」という)とは、JCBおよびカード発行会社(以下、併せて「両社」という)が、両社所定のWebサイト(以下「本Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 「利用登録」とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社(以下「カード発行会社」という)およびJCBに対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
- 「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
- 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合言葉(第2条第6項に定めるものをいう)その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
- 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)の総称をいいます。

第2条（利用登録等）

- 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
- 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。
- 本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure (TM) 利用者規定に同意するものとします。ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
- 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号(以下「ID」という)を発行します。
- IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。IDの発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。
- 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え(以下、併せて「秘密の合言葉」という)を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
- 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。

第3条（登録情報）

利用者は、両社に登録したEメールアドレス等の登録情報の内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条（本サービスの内容等）

- 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
 - カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
 - JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
 - 両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
 - その他両社所定のサービス
- 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
- 利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

第5条（本サービスの利用方法）

- 利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という)を遵守するものとします。
- 利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力(以下「ログイン」という)、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 前項にかかわらず、両社は、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。
- 前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワード(以下「ワンタイムパスワード」という)を送信します。なお、当社の規定回数を超過して、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
- 両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象IDのいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。

第5条の2（おまとめログイン設定）

- 同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定(以下「おまとめログイン設定」という)をすることができます(おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という)。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。
 - おまとめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象IDに係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
 - 利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報(自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等)の変更

を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。(これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome_kiyaku.html】に公表します。)

- (3)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
- 2.おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、【http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome_kiyaku.html】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
- 3.会員区分の変更(一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう)があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていたIDは、自動的に変更後のカードのIDとして引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のIDとパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれたIDと変更前のカードに自動的に新規発行されたIDは、自動的におまとめログイン設定されます。
- 4.おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除をするものとします。

第6条 (特定加盟店への情報提供サービス)

- 1.JCBブランドの一部の加盟店(以下「特定加盟店」という)において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。
- 2.両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供のみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第7条 (利用者の管理責任)

- 1.利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条 (利用者の禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2)他人の認証情報を使用する行為
- (3)本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
- (4)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6)法令または公序良俗に反する行為

第9条 (知的財産権等)

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれ

らの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 (利用登録抹消)

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2)本規定のいずれかに違反した場合
- (3)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4)本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5)同IDで連続してログインエラーとなった場合
- (6)その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条 (利用者に対する通知)

- 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、必要通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
- 2.両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 3.利用者は、登録したEメールアドレスを常に受信可能な状態にすることとし、登録したEメールアドレスを変更する場合は、両社所定の方法で両社に届け出るものとします。当該届け出がないため、JCBまたはカード発行会社からの通知が到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第12条 (個人情報の取扱い)

- 1.利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
 - (2)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
 - (3)市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
 - (4)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)
- 2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条 (免責)

- 1.両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 3.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第14条 (本サービスの一時停止・中止)

- 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者へ通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。
- 2.両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ

ジ等で公表または利用者に通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。

3.両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条（本規定の変更）

1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、利用者に対し、JCBホームページ等での公表、またはEメールその他の方法による通知を行います。

2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更に同意したものとします。

第16条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条（合意管轄）

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

JCBデビット会員向け特則

第1条（本特則の適用）

1.本特則は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条（本規定の変更）

1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」

2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス (2)JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス (3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス (4)その他両社所定のサービス」

3.本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

第3条（デビットショッピング利用時等の通知）

1.カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。

①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用が

あり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合

②JCBデビット会員規約第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合

2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。

4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。

5.第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。

6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

(MJ100000・20151110)

J/Secure (TM) 利用者規定

第1条（定義）

1.「J/Secure (TM)」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）、もしくは(2)JCBの提携するカード会社（以下(1)(2)をあわせて「両社」という。）が提供する第3条の内容のサービスをいいます。

2.「J/Secure (TM) 利用登録」とは、MyJCB利用者規定第2条に則り、MyJCB利用の承認を得る手続きをいいます。ただし、一部JCBの提携するカード会社の会員については、この限りではありません。

3.「J/Secure (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure (TM) の利用の承認を得た者をいいます。

4.「J/Secure (TM) 登録情報」とは、J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) 利用登録時に申請した情報をいいます。

5.「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、両社の定める会員規約における加盟店（以下「加盟店」という。）のうち、当該加盟店の運営するWEBサイト（以下「加盟店サイト」という。）においてJ/Secure (TM) 利用者からカードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、J/Secure (TM) 利用者に対し、加盟店サイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイト上においてJ/Secure (TM) 利用登録上のパスワードの入力による両社所定の認証方式による認証手続（以下「認証手続」という。）を要求する加盟店をいいます。

第2条（J/Secure (TM) 利用登録等）

1.J/Secure (TM) 利用登録は、MyJCBへの新規登録時もしくはログイン時に表示されるJ/Secure (TM) 利用者規定への同意をもって完了とします。ただし、一部JCBの提携するカード会社の会員については、この限りではありません。

2.一部JCBの提携するカード会社の会員におけるJ/Secure (TM) 利用登録は、本規定に同意のうえ、JCBおよび一部JCBの提携するカード会社所定の方法により申請し、承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。

3.J/Secure (TM) 利用登録は、会員番号毎に行うものとします。同一の会員番号について再度利用登録を行った場合、従前のJ/Secure (TM) 利用登録等は効力を失うものとします。

4.J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure (TM) 利用登録を解除することができるものとします。

第3条（J/Secure (TM) の内容等）

1.両社の提供するJ/Secure (TM) のサービス内容は、以下のとおりとします。

(1)J/Secure (TM) 参加加盟店において、カードを利用した商

品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、両社がJ/Secure (TM) 利用者に対して認証手続を行うサービス

(2)前号に付随するその他サービス

2.両社は、書面、WEBサイトその他の方法で、利用者に通知または公表することにより、J/Secure (TM) の内容を任意に追加、変更または中止することができるものとします。

第4条 (J/Secure (TM) の利用方法等)

- 1.J/Secure (TM) 利用者は、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイトにおいて、カードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されWEBサイトの指示に基づき、パスワードを入力し、認証手続を行わなければならないものとします。なお当該パスワードはMyJCBのパスワードを使用するものとします。
- 2.両社は、入力されたパスワードと予め登録されたパスワードの一致を確認し(以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM) 利用者として推定して扱います。
- 3.両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure (TM) 参加加盟店に通知します。
- 4.J/Secure (TM) 利用者は、本規定のほか、MyJCB利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。)を遵守するものとします。

第5条 (J/Secure (TM) 利用者の管理責任)

- 1.J/Secure (TM) 利用者は、自己のパスワードがJ/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.J/Secure (TM) 利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure (TM) 利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載の発行会社(以下「発行会社」という。)へ届け出るとともに、被害状況の調査に協力するものとし、J/Secure (TM) 利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。
 - (1)J/Secure (TM) 利用者が第三者に自己のパスワードを使用させるなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合
 - (2)故意・過失に関わらずJ/Secure (TM) 利用者本人およびその家族、同居人などJ/Secure (TM) 利用者の関係者による利用である場合
 - (3)発行会社による被害状況の調査にご協力いただけない場合
 - (4)発行会社による被害状況の調査に対する報告内容が虚偽である場合
 - (5)発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実が発行会社へ届けられなかった場合
 - (6)購入商品などが、発行会社に登録のご住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合
 - (7)J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
 - (8)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合
 - (9)その他発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合

第6条 (J/Secure (TM) 利用者の禁止事項)

- 1.J/Secure (TM) 利用者は、利用者として有する権利を、第三者に譲渡もしくは行使させてはならない。
- 2.J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) の利用によって取得した情報を私的範囲内で利用するものとし、商業目的に利用してはならない。

第7条 (知的財産権等)

J/Secure (TM) の内容、情報などJ/Secure (TM) に含ま

れる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM) 利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならない。

第8条 (利用登録抹消)

両社は、J/Secure (TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、J/Secure (TM) 利用者の承諾なくしてその利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure (TM) の利用を制限することができるものとします。

- (1)JCB会員資格を喪失した場合
- (2)MyJCBの利用登録が抹消された場合
- (3)本規定のいずれかに違反した場合
- (4)利用登録時に虚偽の申請をした場合
- (5)J/Secure (TM) の利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
- (6)その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第9条 (個人情報の取扱い)

1.J/Secure (TM) 利用者は、両社がJ/Secure (TM) の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意します。

- (1)宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
 - (2)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)
- 2.両社の業務を第三者に委託する場合、業務遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第10条 (免責)

- 1.J/Secure (TM) において、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 2.両社の故意または過失による場合を除き、両社は、J/Secure (TM) の利用に起因して生じたJ/Secure (TM) 利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。
- 3.J/Secure (TM) を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた問題を、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 参加加盟店との間で処理するものとします。

第11条 (J/Secure (TM) の一時停止・中止)

- 1.両社は、次のいずれかに該当する場合、J/Secure (TM) 利用者への事前通知または承諾なくして、J/Secure (TM) を一時停止または中止できるものとします。
 - (1)システム保守その他J/Secure (TM) 運営上の必要がある場合
 - (2)天災、停電その他J/Secure (TM) を継続することが困難になった場合
 - (3)その他両社が必要と判断した場合
- 2.両社は、両社の故意または過失による場合を除き、J/Secure (TM) の一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

第12条 (本規定の変更)

- 1.両社は、J/Secure (TM) 利用者に対し書面、WEBサイトその他の方法で公表または通知することにより、本規定を随時変更することができるものとします。なお、利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。
- 2.J/Secure (TM) 利用者は、前項の公表または通知の後にJ/Secure (TM) を利用したことをもって、当該変更に同意します。

第13条 (準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条 (合意管轄裁判所)

J/Secure (TM) の利用に関する紛争について、J/Secure (TM) 利用者とは両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所

在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（本規定の優越）

J/Secure（TM）の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

(JS100000・20140331)

MyJチェック利用者規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものである。

第2条（定義）

「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、JCBおよびカード発行会社（以下併せて「両社」という）の定める会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものである。

第3条（対象会員）

- 1.本サービスを利用することができる者は、両社が定めるものとする。
- 2.MyJCB利用登録者を対象とする。

第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとする。

第5条（ご利用代金明細書等の通知）

- 1.カード発行会社は、両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJチェック利用者」という）に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとする。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上とする。
- 2.前項にかかわらず、当面の間、MyJチェック利用者のご利用代金の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社のご利用代金明細書をMyJチェック利用者へ送付することを承諾する。

- (1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2)コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合
 - (3)その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合
- 3.第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いの利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」という）を、ご利用の都度MyJチェック利用者へ送付するものとする。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を送送する旨の記載がない場合は、送付しないものとする。

- 4.両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとする。
- 5.MyJチェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができる。

6.JCBは、MyJチェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定通知」という）を、MyJチェック利用者が申請したEメールアドレス宛に毎月送信するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとする。

- (1)確定通知が正しく受信されないことがあった場合
 - (2)本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合
 - (3)その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合
 - (4)確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合
- 7.JCBは、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とする。ただし、MyJチェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとする。

8.MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとする。確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとする。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限る。

第6条（本サービスの提供終了）

両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとする。

- (1)本規定のいずれかに違反した場合
- (2)その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合
- (3)MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではない

第7条（終了・中止・変更）

- 1.両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとする。
- 2.本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがある。

第8条（本規定の変更）

両社は、通知ならびに公表のうえ、本規定を随時変更することができるものとする。この場合、両社は両社所定のWebサイトに公開するなどの両社所定の方法により直ちに当該変更後の規定をMyJチェック利用者へ通知するものとする。

第9条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとする。

MyJチェック利用者規定にかかる特別

第1条（本特則の適用）

- 1.本特則は、「MyJチェック利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条（本規定の変更）

- 1.本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
- 2.本規定第5条第6項(4)を以下のとおりに変更します。
「(4)確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
- 3.本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001・20140901)